

# 準要保護世帯等臨時特別給付金のご案内

(経済的に厳しい子育て世帯)

## 準要保護世帯等を支援するため、給付金を支給します！

### ● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～④のいずれかに該当する方

- ①：船橋市の就学援助制度の準要保護対象世帯（6月に認定資格がある方）
- ②：就学援助制度の対象者と同等の収入水準で0歳～高校生等のいる世帯（6月中に住民基本台帳に記録されている方）
- ③：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、就学援助制度の対象者と同水準になっている0歳～高校生等のいる世帯（申請時点で住民基本台帳に記録されている方）
- ④：0歳～高校生等のいる生活保護受給世帯（6月分を受給している方）

※高校生等：平成14（2002）年4月2日以降に生まれた方、または、一定の障害がある場合は20歳未満の方（就学していない方、就職している方を含む）

### ● 申請における注意

①～④について、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象世帯は対象外となります。

### ● 給付額

- ①②③ 1世帯 **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**
- ④ 1世帯 **8千円**

【参 考】 《「収入」は社会保険料や税金等を控除する前の金額になります。》

世帯の人数	世帯構成(例) ※同居している方全員（祖父母等含む）を、同一世帯として審査します	対象となる年間総収入の目安 (全員の合算、学生のアルバイトは除く)
3人	父（36歳）母（34歳）子（10歳）	約405万円以下
4人	父（42歳）母（37歳）子（13歳、9歳）	約473万円以下
5人	父（44歳）母（40歳）子（13歳、10歳、5歳）	約501万円以下
6人	父（45歳）母（39歳）子（13歳、9歳）祖父（72歳）祖母（69歳）	約568万円以下

◎表の金額は家族の年齢等により異なりますので、目安としてご覧ください。

申請方法は裏面をご覧ください

# 給付金の申請方法

「準要保護世帯等臨時特別給付金申請書」に以下の必要書類を貼り付け、児童家庭課へ郵送してください。

## 必要書類

おもて面①・②・③・④の該当世帯の共通必要書類

- ▶ 申請者の本人確認書類（写し）、振込先口座を確認できるもの（写し）

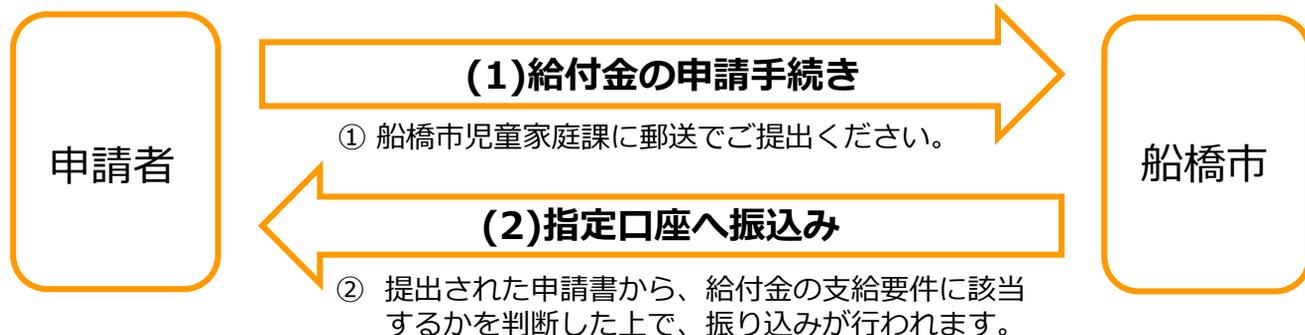
おもて面②の該当世帯は以下の書類も必要です

- ▶ 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの課税証明書（令和2年1月1日に船橋市の住民基本台帳に記録がない方のみ）

おもて面③の該当世帯は以下の書類も必要です

- ▶ 令和2年2月以降の任意の1ヶ月の収入が確認できるもの（給与明細等）の写し※収入が確認できるもの（給与明細等）の写しは、同居している方全員分必要です

## 申請の流れ



## 郵送先

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25  
児童家庭課あてに、申請書類一式を郵送してください。

## 申請期限

令和3年2月28日（日）【当日消印有効】

## お問い合わせ先

- 船橋市役所 1 1 F 「準要保護世帯等臨時特別給付金」窓口  
電話 047 (436) 2568（受付時間 平日9:00～17:00）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」や「準要保護世帯等臨時特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。